

諮問番号：平成30年度諮問第15号

答申番号：平成30年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人は、火傷、交通事故の影響による腰痛、左足親指の2枚爪、狭心症、アトピー性皮膚炎及び高血圧症によりタクシー通院を要し、これまで認められていたにもかかわらず、突然変更されたことには納得できない。

(2) Aクリニックの主治医は、タクシー通院を要すると認めている。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、請求人の主治医意見を踏まえ、嘱託医師に協議して決定したものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人が主張する病状の多くは、処分庁において検討済みの事項であり、医療扶助検討の際に左足親指の2枚爪及び高血圧症に関して考慮されてはいなかったものの、請求人は自力歩行ができる状態であって、それらの病状によって、バスの利用が著しく困難であるとする主治医の意見はないから、原処分の際して処分庁が行う判断に影響を与えるものとは認められず、その主張を採用することはできない。

3 保護の医療扶助は、現時点の病状等の状態に基づいて行うものであり、本件において、処分庁は、請求人のタクシー通院の要否について、B病院から給付要否意見書を受理したこと及びAクリニックから報告があったことを踏まえ、嘱託医師に協議し医療扶助検討を行った上で、法令等の規定に従い原処分を行ったものであるから、これまで認められていたにもかかわらず、突然変更されたことには納得できないという請求人の主張には理由がない。

4 請求人は、Aクリニックの主治医はタクシー通院を要すると認めていると主張するが、原処分は、Aクリニックの主治医の意見も考慮して行われたものであることが認められるから、請求人の主張には理由がない。

5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年7月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

また、被保護者から移送費の給付申請があった場合、保護の実施機関は、被保護者が受診した医療機関の医師の意見を確認した上で、その必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適切に決定するものとされ、給付につき変更すべきことを確認したときは、保護の変更の決定を行うこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は、複数の傷病を有しているため今後もタクシー通院が必要であり、これまで認められてきたにもかかわらず突然変更されたことは違法又は不当であると主張する。しかしながら、処分庁は、請求人の主たる傷病が狭心症であることを理由として請求人のタクシーによる通院をこれまで認めてきたものであるところ、狭心症に係る主治医がタクシー以外の公共交通機関による通院が可能と判断していること、他方、皮膚科の医師は狭心症及びやけど等を理由にタクシーによる移送が必要であるとの意見であること、さらに、請求人のやけど、腰痛その他の病状、自宅又は病院等とバス停の間の距離及び請求人が日常生活で歩行に困難はないことを踏まえ、嘱託医師に協議し医療扶助検討を行った上で、タクシーによる移送の必要性はないとの判断を行ったことが認められるから、処分庁の判断の過程及び原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委員 (会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美